

改正

平成9年3月28日条例第19号

平成12年3月30日条例第3号

平成14年3月20日条例第9号

水俣市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づいて徴収する行政財産の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 行政財産の使用料の額は、条例で別に定めるものを除くほか、土地の使用（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に規定するものを除く。）の場合にあつては別表に定める額、その他の行政財産の使用（同条に規定する土地の使用を含む。）の場合にあつては同表に定める額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、次に掲げるところにより算定する。

(1) 使用許可（電柱類の設置に係る許可を除く。）期間が、1月以上の場合は月割額とし、1月未満の場合は日割額とする。

(2) 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。

(3) 1件の使用料が100円に満たないもの（電柱類の設置に係る使用料を除く。）は、100円とする。

(使用料の減免)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を使用する者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(3) その他市長が、特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第4条 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるものは、この限りでない。

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に帰することができない理由により使用しないときは、その期間に係る使用料の全部又は一部を返還することができる。

(過料)

第5条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続きに違反した者には、1万円以下の過料を科することができる。

(雑則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月30日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月20日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

行政財産の種類		単位	日額	月額
土地		平方メートル	3 円	80円
建物	木造	平方メートル	12円	320円
	非木造	平方メートル	14円	410円

電柱類は（電柱、公衆電話所その他これらに類するもの）を設置する場合は、水俣市道路占用条例（平成 8 年条例第41号）別表により算定した額とする。